

28 小山不動自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 小山不動周辺一帯（大野村）
- (2) 指 定 昭和57年2月22日（茨城県告示第258号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域の東側斜面は、タブノキを優占種として、スダジイ、アカガシ、ヤブツバキ等が混生している常緑照葉樹林となっており、林床にイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウ等のシダ植物が豊富に生育することから、植生上、タブーイノデ群集の相観を呈している。これは、本県の暖帯林を代表するもので、近年減少しつつある森林の中で植生分布を考察するうえから学術的にも貴重な地域である。

また、東西に切り込む沢の周囲は、ケヤキ、ムクノキの落葉樹とアカガシ、スダジイの常緑樹との混交林となって適湿な環境が保たれ、常緑大型シダ植物のイノデが個体数も多く生育し、地表をおっている。

さらに、マンリョウ、カラタチバナの暖地性植物が台地面の広い部分にわたって群落を形成し、ともに希少価値を有している。

動物相では、個体数の少ないモンキアゲハやウラナミアカシジミは特異な分布をする種であるが、個体数も多く生息していることから、これら動植物の生存環境を保全する必要がある。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号に規定する「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

本地域の東側斜面は、タブノキを優占種とする常緑樹林で、高木層にタブノキ、スダジイ、アカガシ、亜高木層にヤブツバキ、タブノキ、スダジイ、シロダモ、ヒサカキ、モチノキ、低木層にヒサカキ、ヤツデ、モチノキ、スダジイ、タブノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、ツルグミ、サンショウ、草本層にイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウ、テイカカズラ、ヒサカキ、スダジイ、モチノキ、タチツボスミレ、オクモミジハゲマ、マメズタ、ヤブコウジ、カシワバハゲマ、ヤブラン、ツルグミなどが生育している。

この森林は、植物組成上、タブーイノデ群集として位置づけられ、近年減少してきている中で本県では代表的な暖帯林である。

くぼ地部分は、ケヤキ、ムクノキ、コナラ、クヌギの落葉樹とアカガシ、スダジイ、シロダモ等の常緑樹が混生しており、低木層にヤブツバキ、ヒサカキ、コゴメウツギ、コクサギ、草本層にイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウ、リョウメンシダ、ヤブコウジ、マンリョウ、カラタチバナ、シュウブソウ等が生育している。

ムクノキは、本県を北限とする落葉樹であるが、くぼ地の肥沃な深層土壌と適湿な生育条件を受けて10メートル以上の高木となっており、特異な成長状態を見せている。

イノデは、大型の常緑性シダ植物で、本県を北限としているが、適度な湿度により、その生態が良く保存されていることに特徴があり、マンリョウは福島県いわき市を、カラタチバナは常陸太田市をそれぞれ北限とし、個体数の少ない種であるが、本地域には群落を形成しているなど地域の特性を良く表わしている。

イ 野生動物

常緑樹を好むアオスジアゲハ、キアゲハ、アゲハ、クロアゲハ、モンキアゲハのほかにチャバネセセリ、キマダラセセリ、ゴイシシジミ、ウラナミアカシジミ、ベニシジミ、コミスジ、アカタテハ、ルリタテハ、ジャノメチョウ、ヒカゲチョウ類が生息している。

この中で、特にモンキアゲハとウラナミアカシジミは個体数の少ない種で、本地域でよく見られることに希少価値がある。

東西に走るくぼ地の沢に沿って、アジイトトンボ、セスジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ナツアカネ、アキアカネ、コシアキトンボ等豊富なトンボ類が生息している。このほか、コジュケイ、ヤマドリ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、キジバト、カッコウ、ヒバリ、キセキレイ、メジロ、ホオジロ、ムクドリ等の鳥類も見られる。

特に、くぼ地の部分は、常緑樹、落葉樹の混交林からなり、適湿な環境条件が整っていることから多種、豊富に昆虫類、鳥類が生息している。

ウ 地形、地質、自然現象

鹿島灘に沿う隆起帯の東側の台地縁辺部と開析谷をはさむ地形である。

地質は、地表より2メートルまでは関東ローム層で、一部厚さ1メートルの風成砂の堆積があり、この下は中、粗砂層を主とする成田層である。

また、気候は、年平均気温14.6℃、年平均降水量1,572mmである。

(3) 区 域

ア 区域の概要

大野村の南端部、国道51号沿いの斜面及び小山不動を包含する森林地域とする。

イ 位置及び区域

茨城県鹿島郡大野村大字小山の一部(別図のとおり)

(4) 自然環境保全に関する基本的な事項

ア 保全すべき自然環境の特質

本地域内の東側斜面は、タブノキを主とするスダジイ、アカガシ、ヤブツバキ、モチノキ等の常緑樹林となっており、林床のイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウの生育と相まって、植物組

成上タブーイノデ群集の相観を呈し本県の代表的な暖帯林として位置づけられ、植生分布の考察上貴重な森林である。

東西に走るくぼ地には、ケヤキ、ムクノキ、コナラの落葉樹とアカガシ、スダジイ、シロダモの常緑樹が混生しており、林床にイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウ等の暖地性シダ植物が豊富に生育し、適度な湿度により、良く保存されている。

特に、イノデは、本県を北限とし、普通タブノキの林床に生育するのが自然な姿であるが、当地域ではタブノキを主とする常緑樹林の林床のほかに、常緑、落葉混交林の林床にも群落を形成し、植生分布上特異性を有している。

また、マンリョウやカラタチバナは個体数の少ない常緑の種で他の地域に比較して群生していることは生育環境の良さを示している。

更に、個体数の少ないモンキアゲハやウラナミアカシジミのほかに多種の動物が豊富に生息していることから積極的に自然環境の維持、保全を図る。

イ 権利制限関係等の概要

東側斜面の上位面は、防風保安林として後背の農耕地を保全している。

ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

保全地域のうち、タブーイノデ群集の相観を呈する東側斜面と、小山不動尊周辺及びくぼ地部分の常緑、落葉樹林と、その林床に生育するイノデ、カラタチバナ、マンリョウの群落を含め、かつ、適湿な環境の下で生息するセスジイトトンボ、チャバネセセリ、モンキアゲハ、ウラナミアカシジミ等の自然度の高い地域を積極的に保全するため、特別地区に指定し、自然環境の保全に努める。このため保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設及び養殖施設を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

| 名 称 | 位置及び区域 | 面 積 | 土地所有別面積 | 摘 要 |
|------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|--|
| 小山不動 自然環境 保全地域 特別地区 | 茨城県鹿嶋郡大野村 大字小山597外28筆 の全部 | 3.20 h a | 民有地 3.20 h a | タブーイノデ群集、ケヤキ、ムクノキ、アカガシ、スダジイ、タブノキの落葉、常緑樹混交林とイノデ、カラタチバナ、マンリョウの群落、モンキアゲハ、ウラナミアカシジミの生息環境を中心として保全を図る。 |

総括表

| 区 分 | 特 別 地 区 | | | 普 通 地 区 | | | 合 計 | | |
|------------------|---------|-----|------|---------|-----|------|------|-----|------|
| | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 |
| 土地所有別 面積(h a) | — | — | 3.20 | — | — | 1.15 | — | — | 4.35 |
| 地区別面積 (h a) | 3.20 | | | 1.15 | | | 4.35 | | |
| 地区別比率 (%) | 74 | | | 26 | | | 100 | | |

(6) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

| 区 域 | 伐採の方法及びその限度 | 面 積 | 土地所有別面積 |
|-----------------------------|--|-------------|----------------|
| 茨城県鹿島郡大野村大字小山 597外28筆の全部 | 木竹の伐採は原則として単木択伐、 択伐率現在蓄積の10パーセント以内) とする。ただし、森林の群落構成を変 える等自然環境に著しい変化を招くお それの少ない場合には択伐(択伐率、 現在蓄積の30パーセント以内)とする。 | h a 3.20 | h a 民有地3.20 |

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

| 伐 採 方 法・ 限 度 | 禁 伐 等 | | | 30%以内択伐等 | | | そ の 他 の 方 法 ・ 限 度 | | | 合 計 | | |
|--------------------------|-------|-----|-----|----------|-----|------|----------------------|-----|-----|------|-----|------|
| | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 |
| 土 地 所 有 別 面 積 (h a) | — | — | — | — | — | 3.20 | — | — | — | — | — | 3.20 |
| 方 法 ・ 限 度 別 面 積 (h a) | — | | | 3.20 | | | — | | | 3.20 | | |
| 方 法 ・ 限 度 別 比 率 (%) | — | | | 100 | | | — | | | 100 | | |

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原

該当なし

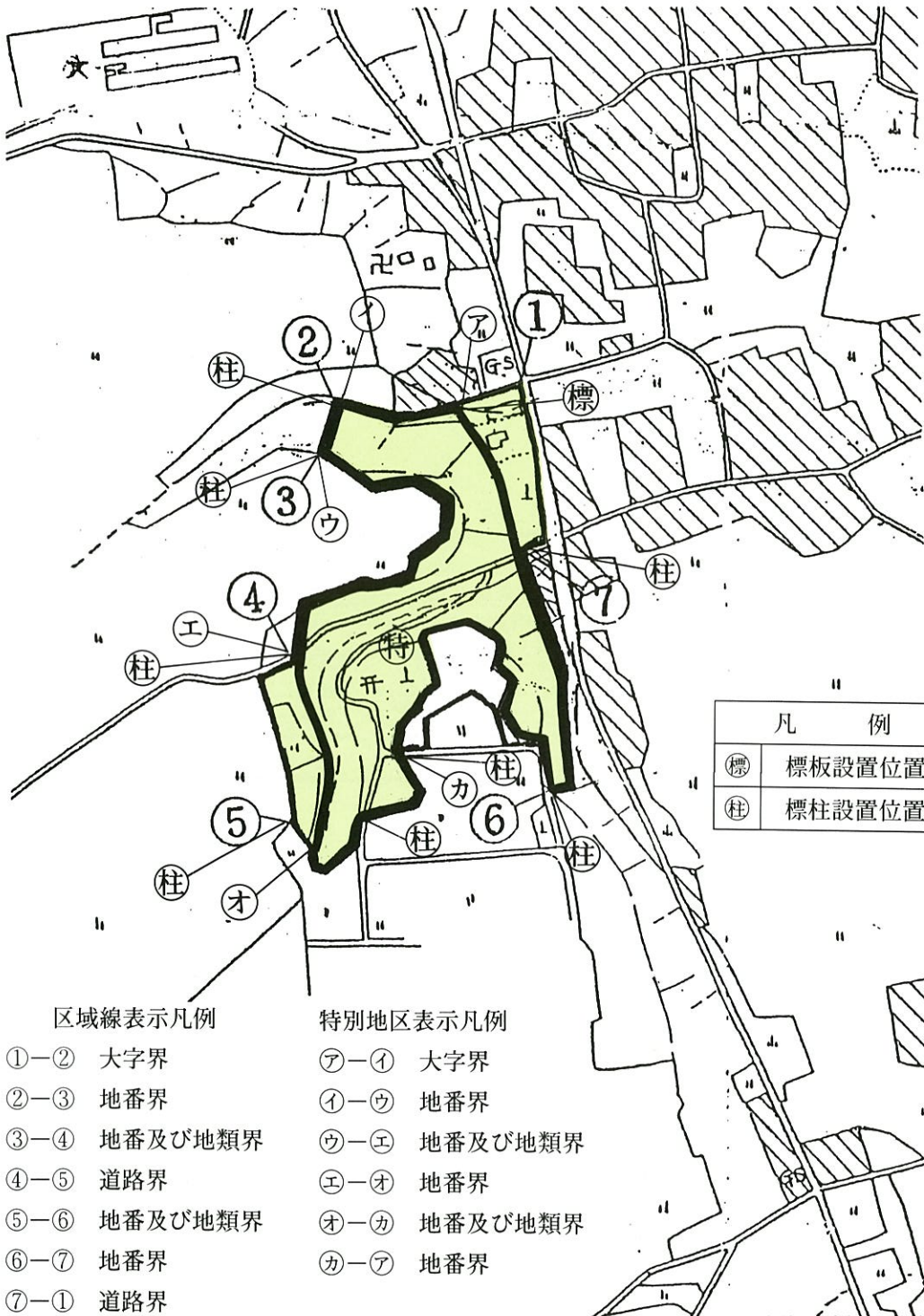
小山不動自然環境保全地域位置図

$$S = \frac{1}{50000}$$



小山不動自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$



区域線表示凡例

- ①—② 大字界
- ②—③ 地番界
- ③—④ 地番及び地類界
- ④—⑤ 道路界
- ⑤—⑥ 地番及び地類界
- ⑥—⑦ 地番界
- ⑦—① 道路界

特別地区表示凡例

- ア—イ 大字界
- イ—ウ 地番界
- ウ—エ 地番及び地類界
- エ—オ 地番界
- オ—カ 地番及び地類界
- カ—ア 地番界

凡 例

| | |
|---|--------|
| 標 | 標板設置位置 |
| 柱 | 標柱設置位置 |